

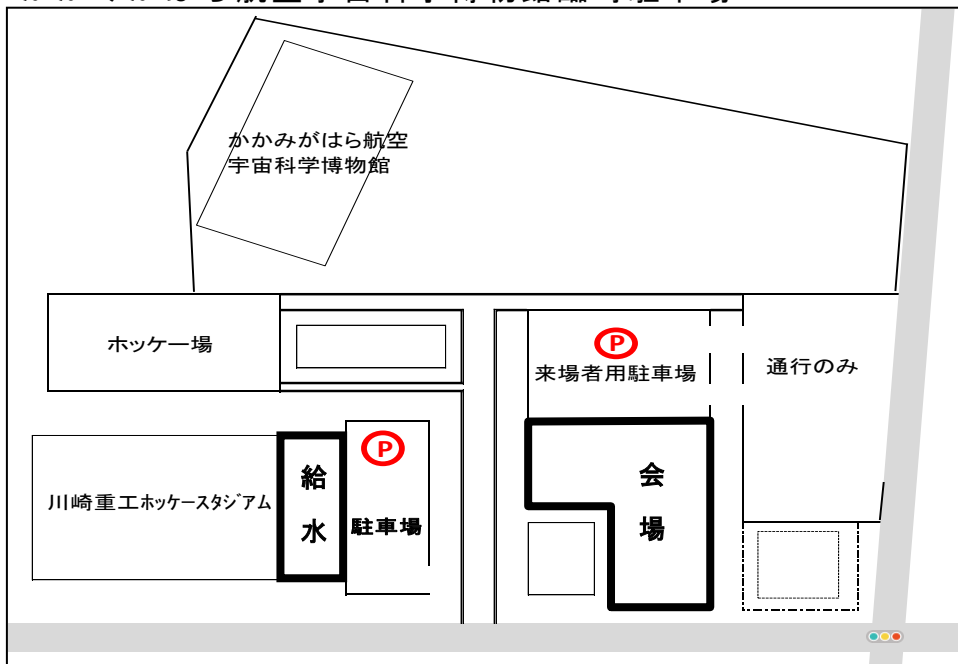
2017 かがみがはら産業・農業祭 出展要項

開催概要

- 日 時 平成29年11月11日(土) 午前9時30分～午後4時
11月12日(日) 午前9時30分～午後4時
- 会 場 かがみがはら航空宇宙科学博物館周辺(各務原市下切町6-1-4)
- 主 催 各務原市産業祭実行委員会

出展概要

- 出展場所 かがみがはら航空宇宙科学博物館臨時駐車場



- 出展料 1小間あたり税込み 20,000円 (公的団体は免除)
※机、椅子、電源は含まれておりません。
- 小間仕様 1ブース1小間(間口2.7m、奥行3.6m) ※5.4m×3.6mテントの半分
移動販売車の場合(間口5.0m、奥行3.6m)
※1団体最大2小間(テント1張)までとします。
※小間の配置は事務局一任とさせていただきます。
※書類審査の後に請求書を発行させていただきますので期日までにお振込みください。
- 追加備品

机(L1.8m×W0.9m×H0.7m)1卓	1,000円
椅子(パイプ椅子)1脚	500円
電源(100V) 1,500Wまで	500Wごとに 1,000円
1,500W～4,000W	500Wごとに3,000円を加算

使用電気量	料金	使用電気量	料金
～500W	1,000円	2,500W～3,000W	9,000円
501W～1,000W	2,000円	3,001W～3,500W	12,000円
1,001W～1,500W	3,000円	3,501W～4,000W	15,000円
1,501W～2,000W	6,000円	4,000W超	18,000円

- 給水設備 水の提供はありませんので各自ご用意ください。
ただし、会場から200m離れた場所に上水道があります。(上図参照)
- 営業許可 臨時営業許可が必要な方は、各自で岐阜保健所へご申請ください。
- 説明会 平成29年10月下旬予定

申込み

- 申込方法 産業祭実行委員会窓口もしくは各務原商工会議所ウェブサイトより「出展申込書」を入手のうえ、締切日までにFAXまたは郵送してください。
- 申込締切 平成29年9月15日(金)必着
※申込み多数の場合は書類審査並びに抽選とさせていただきます。
※結果は平成29年10月中旬までにご連絡いたします。
- 選考基準 次の各号に掲げる事項を実行委員会において審査し、適当と認められる方を優先的に選定します。
 - ①日常的に市内において奉仕活動をしている団体。
 - ②公共性・公益性が高い市内の法人または企業及びこれらに準ずる団体。
 - ③過去の産業・農業祭への出展状況を考慮。(出展ルールの遵守、他店舗との調和、出展・販売マナーなど)
 - ④販売品目について、他店舗との重複過多などを考慮。※申込み多数の場合は、上記の書類審査で選定された団体を除いて抽選します。
※選考・抽選結果について内容照会などの実行委員会事務局へのお問合せには一切お答えできませんので、ご理解・ご了承のうえお申込みください。
- 注意事項 以下の注意事項を遵守できる方のみ、出展の申込みをしてください。申込みをされた方は以下の注意事項を遵守するとみなします。
 - ・いかなるときも周囲への安全に十分注意すること。万が一、来場者に怪我等をさせてしまった場合は、一切の責任を取り、速やかに事務局に報告すること。特に火器・燃料を使用する場合、もしくは食品を取り扱う場合は法令・使用手順を遵守すること。
 - ・来場者及び出展者間で紛争等を起こさないこと。
 - ・来場者に不安感又は嫌悪感を与えるような服装、言語及び態度をとらないこと。
 - ・営業を終わった後は清掃を行い、原状回復を確実に行うこと。ゴミを会場及び会場のゴミ集積場に捨てないこと。
 - ・会場周辺の道路に違法駐車をしないこと。
 - ・店舗枠を申請名義人以外の方に権利譲渡や貸出しをしないこと。また、出展名義の「また貸し」等をしないこと。

- ・ 出展者又は従事者は、「岐阜県暴力団排除条例」における暴力団及び暴力団員等ではないこと。（出展決定者は、岐阜県暴力団排除条例に関する同意書等の書類を提出）
- ・ 出展現場に申込書に記載された代表者または担当者が常駐すること。
- ・ 飲食物取扱出展者は保健所への申請どおりに出展し、許可書または申請書の写しを携帯すること。また、営業許可等は出展者の責任で必ず得ること。
- ・ 給水場はきれいに使い、固形物、油等汚水を流さないこと。
- ・ 申込申請した容量数を超えて電気を使わないこと。
- ・ 搬入搬出は決められた時間内に完了すること。
- ・ 事務局が指定した「出展場所」で販売を行うこと。小間のはみ出し及び強引な販売行為を行わないこと。
- ・ 社会通念上不適当と思われるもの並びに偽ブランド品・海賊版・コピー商品などの違法商品・盗品・危険物・医薬品の場内への持ち込み及び法律・関係諸条例に抵触する物品の持ち込み、販売行為を行わないこと。
- ・ 射的、輪投げ等の遊戯とみなされる出展はしないこと。
- ・ その他各務原市産業祭実行委員会本部の指示に従うこと。

○ 申 込 先 各務原市産業祭実行委員会事務局（担当：小川、高場）
 〒504-0912 各務原市那加桜町2-186 各務原商工会議所内
 TEL058-382-7101 FAX058-371-0100
 各務原商工会議所ウェブサイト <http://www.cci-k.or.jp>

☆☆飲食物取扱出展者の皆様へ☆☆

アルコール類の試飲・販売はご遠慮ください！！

1. 出展の方法及び許可申請

販売・試飲食は、いずれも営業許可または定められた設備を必要とする場合があります。該当する場合はそれぞれの手続きをとって下さい。

2. 臨時営業に係る調理行為

- ①営業品目は、簡単な調理・加工のみとし、前処理・仕込み等は、別の場所で行って下さい。
- ②臨時喫茶店の営業は、酒類を省く簡単な飲物または茶菓子のみとして下さい。
- ③臨時魚介類販売・食肉販売は、魚介類・食肉の細切行為は認めません。
- ④臨時営業許可に属さない調理・加工が必要な場合は、一般営業許可が必要とされ、それに伴う営業設備は、各出展者が責任を持って管理施工して下さい。
- ⑤惣菜販売は、営業許可が必要です。佃煮販売は、免除されます。
- ⑥1本のジュースを2個のカップに分けて販売する場合は、営業許可申請が必要です。

★★★注意事項★★★

- ①取扱食品を十分に加熱後、販売すること。
- ②手洗い専用の消毒液の流水式水槽を設置すること。
- ③下にビニールシート等を敷くこと。
- ④出展内容及び保健所からの指示は期間中厳守すること。

臨時的営業許可申請手数料

業種	臨時的営業	営業に係る調理行為
飲食店	2,000円	お好み焼、ホットドック、めん類、おでん等
菓子製造	1,800円	フライドポテト、鯛焼、団子等簡易な製造・加工
喫茶店	1,200円	酒類以外の簡易な飲物または茶菓子のみ
弁当そうざい販売	700円	調理行為なし（容器包装に入れられたもの等、露出販売されないこと）